人を対象とした調査研究に関する研究倫理緊急審査申請に伴う 事前審査申請書

申請日　　　　　年　月　日

政治経済学術院・現代政治経済研究所研究倫理事前審査委員会（WINPEC-IRB）御中

現代政治経済研究所における人を対象とした調査研究に関する倫理審査運用内規に基づき，下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| **１．研究計画名** |  |
| **２．研究期間** | 年　月　日～　　　　年　月　日 |
| **３．研究責任者** (申請者) | 氏　名　（所属・資格・e-mail） |
| **４．研究実施代表者** | 氏　名　（所属・資格・e-mail） |
| **５．講習会受講証明書番号** | 研究責任者：７２９－  研究実施代表者：７２９－ |
| **６．研究の概要** | |
| **７．研究対象者（予定）の内容（人数、年齢、性別、職業など）** | |
| **８．研究により生じる可能性のある侵襲の種類、不利益、危険性の有無と倫理上の配慮** | |
| **９．研究に係る利益相反の状況（企業等との経済的利益関係がある場合には研究結果・対象者保護に影響を及ぼさないための方策）** | |
| **１０．研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法、データの保全の方法と期間** | |
| **１１．緊急審査制度に申請する理由** | |

備考　事前審査申請書の記載に関しては、次の点に留意すること。

　１．各項目の記載は，具体的かつ詳細に行うこと。

　２．項目７．研究対象者（予定）の内容に関しては，人数，年齢，性別，職業等申請の時点で把握し得る限り詳細に記載すること。

　３．研究計画書があれば，それを添付することをもって項目６，７，８に代えることができる。

　４．項目８については，例えば「精神・心理的侵襲の内容」，「運動負荷の種類，強度，時間について」などの検査・測定項目，及びそれによる侵襲，不利益，危険性やそれらに対する対処等を簡潔に記載する。また，個人の人権に対する配慮や，個人情報等の取扱い方法等についても記載する。

　５．項目10に関して，研究対象者からインフォームド・コンセントを得る場合は，任意形式の同意書を添付すること。

６．本格的な研究開始は研究推進部「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」の承認後となる。

７．本申請書の申請資格者は、現代政治経済研究所兼任研究員（専任教員、特任教授、任期付き教員）、および常勤（上級、主任、次席）研究員、特任研究教授とする。